

## 洛南高等学校同窓会 やまぶき会 関東支部 会則(案)

- 第 1 条 本組織は、「やまぶき会関東支部」(以下、支部という)と称する。
- 第 2 条 本支部は洛南高等学校校訓に則り、主として関東地方に在住・在学勤する「やまぶき会」会員(以下、会員という)の相互の親睦と交流を図り、「やまぶき会」本部と連携して母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本支部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 定期的な総会および親睦会の開催
  2. 母校教職員・恩師との交流の促進
  3. 母校の発展を支援するための各種活動
  4. 会員の情報交換の場の提供
  5. 会員の学生と社会人の交流の場の提供
  6. 社会人会員のビジネス交流の場の提供
  7. そのほか、総会で承認された事業
- 第 4 条 本支部の会員資格は次のとおりとする。  
「やまぶき会」の会員で主に関東地方在住、在学勤の者、または会の趣旨に賛同し総会で承認を得た者。
- 第 5 条 本支部には次の役員をおく。
1. 支部長：1 名
  2. 副支部長：3 名
  3. 監事：1 名
  4. 会計：1 名
  5. 年度役員 卒業年次毎に 1 名
- 第 6 条 本支部の役員は次の職務を行う。
1. 支部長は本支部を代表し、会務を総括する。
  2. 副支部長は支部長を補佐する。
  3. 監事は会務および会計を監査する。
  4. 会計は本支部の財務管理を行う。
- 第 7 条 本支部の役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 第 8 条 本支部の事務局は支部長がこれを定める。
- 第 9 条 本支部の会議は次の通りとする。
1. 総会：毎年 1 回支部長がこれを召集する。
  2. 役員会：会則および会務に変更を要す時は、支部長がこれを召集する。  
ただし、役員会での決議はその 5 分の 4 以上の議決数をもって可決とする。
  3. 総会の決議は出席者の過半数をもって行う。
- 第 10 条 本支部の経費は臨時会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。
- 第 11 条 本支部の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。
- 第 12 条 本支部の収支決算は毎会計年度毎に会計が作成し、総会の承認を得るものとする。
- 第 13 条 会員の個別情報は、監事が厳密に管理し、その下で事務局が保管を行う。
- 第 14 条 本支部の会則・会務の変更は役員会または総会の承認を得なければならない。

以上